

刈羽村ふるさと納税返礼品提供者募集要項

1. 目的

刈羽村では、返礼品の提供を通して、多くの方に刈羽村の魅力を伝えるとともに地域の産業振興や地域産品のブランド力向上、交流人口の拡大につなげるため、ふるさと納税返礼品の提供事業者を募集します。

2. 募集の要件

下記の要件の全てを満たすものとします。

- (1) 刈羽村に事業所がある法人、個人事業主または団体等であること。
- (2) 返礼品の提供や品質管理等について責任ある対応ができること。
- (3) 申請時に村税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても提供事業所として適当でないと認めた場合は参加できないものとする。

3. 返礼品の要件

下記の要件の全てを満たすものとします。

- (1) 総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するもの。
 - ・ 刈羽村内で生産されたもの。(農水産物、工芸品、日用品等)
 - ・ 刈羽村内で返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの。
 - ・ 刈羽村内で返礼品の製造、加工等の工程のうち、主要な部分を刈羽村内で行うことにより、相応の付加価値が生じているもの。(加工食品等)
 - ・ 刈羽村の広報の目的で生産されたオリジナルグッズ等で、その特徴から刈羽村の独自の返礼品であることが明白なもの。
 - ・ 刈羽村内で提供されるサービス。(宿泊、飲食、体験サービス等)
- (2) 刈羽村のPR、地域ブランドの向上、産業振興に寄与する要素を持つもの。
- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、あらかじめ期間や数量を示して提供するものについてはこの限りでない。
- (4) 飲食物の場合、発送日から賞味期限までに適切な期間を有していること。ただし、生鮮食料品（鮮度の高さが要求されるもの）についてはこの限りでない。
- (5) 商品情報の開示が可能であること。
- (6) 食品表示法、健康増進法、景品表示法及びその他の各種法律等を遵守していること。

4. 返礼品の価格設定等

返礼品の価格は、商品代、消費税、梱包代、詰め合わせに係る手数料等必要経費を全て含め、寄附金額に対し3割以下とします。

寄附金額は、商品提供価格に応じて刈羽村が決定します。

なお、納税ポータルサイトへの登録・出品・発送等にかかる費用は刈羽村が負担します。

5. 返礼品の募集期間

随時募集します。ただし、総務省への返礼品登録許可が必要なため、納税ポータルサイト掲載には2ヶ月程度の時間を要します。

6. 申込方法等

(1) 刈羽村または刈羽村商工会のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類とともに刈羽村商工会窓口に提出してください。なお、郵送、FAX、電子メールでも申請可能とします。

① 刈羽村ふるさと納税返礼品提供事業者申請書

② 刈羽村ふるさと納税返礼品提案書

③ 誓約書兼同意書

(2) 提出された申請書等が募集要領に定める要件に該当するか審査を行い、申請者に結果を通知します。

7. 提供事業者のメリット

(1) 刈羽村が利用するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「さとふる」、「楽天ふるさと納税」、「ANAのふるさと納税」に返礼品の画像、商品名、事業所名等を記載します。なお、利用するふるさと納税ポータルサイトは、追加、変更する場合があります。

(2) 返礼品発送時に、自社製品等のチラシを同封することで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

8. 返礼品の取りまとめ委託先

刈羽村は、ふるさと納税の効果的な推進・ポータルサイトの運営、安心安全を考慮した特産品等の手配、顧客・配送等に係る個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、下記の取りまとめ業者に業務を委託します。

【取りまとめ業者】

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン

TEL：03-6262-7415(代表)

9. 個人情報の保護

提供事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、刈羽村個人情報保護条例及び関係法令を遵守することとし寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することは原則として禁止する。

ただし、返礼品へのチラシ同封により、改めて寄附者から提供事業者への商品申込み等で入手された個人情報の対象外とする。

10. その他留意事項

- (1) 提供事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに刈羽村商工会へ報告すること。
- (2) 提供事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容については刈羽村商工会へ報告すること。
- (3) 登録された提供事業者が本要項2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消することができるものとする。
- (4) 申込内容に虚偽があった場合若しくは刈羽村に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消すものとする。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、互いの協議により決定する。

【お問い合わせ先】

■刈羽村役場 産業政策課

〒945-0397 新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田 215 番地 1

電話：0257-45-3913

FAX：0257-45-2818

メールアドレス：sangyou@vill.kariwa.lg.jp

■刈羽村商工会

〒945-0307 新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽 111 番地 2

電話：0257-45-2386

FAX：0257-45-2985

メールアドレス：kariwaci@kisnet.or.jp